

◆守ろう！芦間のルール 2025◆

生徒指導部

教室掲示

1. 服装・頭髪について

- リボン・ネクタイは必ず着用し(半袖カッターシャツ着用時は除く)、忘れた場合は生徒指導室で借りる。(借用時には交換の品が必要)
- カッターシャツは必ず第2ボタンまでは留め、襟はプレザーの外に広げて出さない。裾はスカート、ズボンの中に入れること。
- ズボン、スカート(ひざ下丈)のロールアップは禁止。
- ピアス(透明ピアスも含む)、ネックレス、指輪は禁止。
その場で外して、生徒指導預かり(当年度末まで)。
- 化粧(ファンデーション・BBクリーム・頬紅・口紅・アイライン・アイシャドウ等)をしている場合はその場でとる
(色つきリップ、透明グロスも不可)
- 毛染め、パーマ、エクステンション(黒でも)、コーンロウや奇抜な髪形は禁止とし、違反生徒には改善指導を行う。
ヘアアイロン等による加工や脱色も指導対象となります。
(まつ毛、まゆ毛染髪も同様、マツエクも当然禁止)
- ネイルカラー(つけ爪含む)は禁止。
- カラーコンタクトは矯正視力付きでも完全禁止。
- 埴輪スタイル(スカートの下に長ジャージ)は禁止。※登下校中を含む
- サンダルやミュール等、かかとの無い履物での登校禁止。

【服装強化週間について】 年に3回程度実施する。

- 期間中の違反対象者は学年生徒指導担当より指導を行う。
- 化粧に関しては通常通り指導を行う。ただし、授業中に化粧をしているのを見つけた場合は生徒指導室まで化粧を落としに行かせる。化粧を落とした後、業間遅刻入室許可証(ピンク紙)を受け取り、教室にもどる。

2. エスケープ

- エスケープとは中抜けや無断早退、無断外出などをさす。
- 遅刻生で生徒指導室を通過しないで教室に入室した場合も含む。
下記のエスケープ回数により、指導を行う

回数	指導内容
1回	<u>学年指導</u> (担任・学年生指・学年主任より注意) 保護者連絡
2回	<u>学年主任・生徒指導部長注意</u> 保護者同席による指導
3回	<u>停学1日</u> 保護者同席による指導

3. 携帯電話の使用について

- SHR や授業中は電源を切り、カバンまたはロッカーにしまう。
学校の内外を問わず、歩きながらの操作は禁止。
※違反を繰り返す場合、反省文・預かり指導を行う。

- SHR や授業中に音が鳴った場合・操作した場合は速やかに電源を切り、担当教員に預ける。3回以上繰り返すものは指導忌避として、別途指導する。

回数	鳴った場合	操作した場合
1回	<u>口頭注意</u> 校時中 <u>預かり指導</u>	<u>反省文、保護者連絡</u> 校時中 <u>預かり指導</u>
2回以降	<u>反省文</u> 校時中 <u>預かり指導</u> (日数は回数等による)	<u>反省文、保護者同伴で指導</u> 校時中 <u>預かり指導</u> (日数は回数等による)

- 学校のコンセントは使用禁止。盗電(充電)をした場合は、機器本体を預かる。

【SNSについて】

許可なく人物等の画像をアップしたり、誹謗・中傷・個人情報等の不適切な内容をアップした場合は指導(懲戒を含む)となります。
使用する場合は、十分に気を付けること。

4. 遅刻について

- ①朝の遅刻のタイミングについて
教 室：チャイムの鳴り始めで遅刻

遅刻した場合は生徒指導室で入室許可証を発行

- ②遅刻指導について

遅刻回数により、各教員から指導を受け、スタンプをもらう

回数	指導内容
2回	<u>警告</u> (担任指導)
3回	<u>担任→学年主任→学年生指</u> より指導
4回	<u>担任→副担任→担・副以外の学年教員</u> <u>→生徒指導部</u> より指導
5回	<u>担任→部顧問→学年生指→学年主任</u> <u>→生徒指導部長</u> より指導(保護者連絡) <u>おはよう登校指導</u> (8時20分までに2回連続生徒指導室に登校)
10回	<u>生徒指導部長注意</u> (保護者同席で指導)

- 考査や校内模試中は入室許可証を発行しない(授業中考査除く)
- 通院はなるべく放課後にすること。やむを得ない場合は、保護者を通じて、事前に担任に相談すること。

- ③延着について

- 交通機関による遅れが生じた際は、その旨を生徒指導室の先生に申し出、Webによる「延着証明」を提示する。
その際、定期券の提示が必要です。(遅刻にはならない)

- ④遅刻生徒で生徒指導室を通過しないで教室に入室した場合
発見次第生徒指導室で入室許可証を発行
エスケープ指導となる

5. 業間遅刻について ※授業開始に間に合わない場合

- 選択科目等、教室移動が多いです！授業場所の確認を！！
- 授業中にロッカーにもものを取りに行った場合も、業間遅刻とみなします。

下記の業間遅刻の回数により、指導を行なう。

回数	指導内容
3回	<u>警告</u> (担任指導)
4回以上	<u>学年指導</u>

6. 授業について

- メロディーチャイムが鳴り終わるまでに準備を整えて着席し、本鈴と同時に授業を開始できるようにする。
- 授業中はロッカーに忘れ物を取りにいかない。(業間遅刻となる)
- 机は共有のため、机の中は常に空にしておく。
- 貴重品はカバンやロッカー等に入れて自己管理を徹底する。

7. 自転車登校について

- ステッカーを自転車の見えやすい位置に貼ること。
- 駐輪場所は各学年の白枠線内に車輪をきちんと収めること。
※教職員スペースには駐輪しない。
- 校内敷地内でも乗車可だが、横に広がって運転しないこと
- 朝の登校時のみ裏門が開き、8:30には閉門する
- レインウェアは、決められたスペースにかけること。
- 傘さし運転・イヤホン運転・2人乗り運転は指導対象とする。
※常習の場合、自転車通学を禁止することがあります。
安全には十分注意し、ヘルメットの着用を心がけること。

8. あいさつ、呼び出しについて

- 担任は主に職員室にすることが多い。(入口に座席表あり)
- 先生に用事がある時は、荷物を置き、マフラー等を取って部屋のノックをし、「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇先生をお願いいたします。」と言う。
- 社会人の常識である「正しく、丁寧な言葉遣い」を心がける。
- 学校の教員だけでなく、誰とでも気持ちよくあいさつをする。

9. その他

- 自動車、バイクでの登下校は禁止とする。
- アルバイトは原則禁止であるが、特別な事情がある場合は、担任・生徒指導部に相談し、手続きをすること。
※高校生としてふさわしい仕事内容のアルバイトであること。
特に、闇バイト等には十分注意すること。
※無断によるアルバイトが発覚した場合、指導の対象とする。

